

京都市告示第 4 5 4号

指定管理者の代表団体である財団法人京都市体育協会から、京都市西京極総合運動公園条例第4条、京都市体育館条例第4条、京都市市民スポーツ会館条例第4条、京都市都市公園条例第2条の3及び京都市横大路運動公園条例第4条に基づき、供用時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成24年3月29日

京都市長 門川大作

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、次の各項及び各号に掲げる施設の供用時間を、当該各項及び各号に掲げるとおりとする。

- 1 京都市体育館，市民スポーツ会館及び横大路運動公園体育館

午前8時から午後10時まで

- 2 西京極総合運動公園補助競技場（ただし，部分利用の場合に限る。）

午前7時から午後9時まで

- 3 伏見桃山城運動公園野球場兼運動場

午前6時から午後9時まで

- 4 桂川緑地久我橋東詰公園

- (1) 第1球技場，第2球技場，第3球技場及び運動場兼ソフトボール場

午前6時から午後7時まで

- (2) テニスコート

午前8時から午後7時まで

(理由)

市民サービスの向上を図るため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)